

女性活躍推進法に基づく行動計画

社会医療法人 中央会では、女性が働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

【現在、実施している項目】

- ① 24 時間院内保育所の運営
- ② 育児休業後の時間外労働・深夜業の制限
- ③ 短時間勤務制度
- ④ 子どもの看護のための休暇承認（突発時の休暇承認）

【女性活躍推進対策として上記以外に実施する項目】

計画期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（3 年間）

計画・目標

- ① 産休・育休取得者の復帰率アップ

看護部は復帰率が高いが、その他の部署が低い傾向にある

対策 ⇒ 復帰した職場での柔軟な勤務対応、短時間勤務等を積極的に取り入れる

実績 平成 26 年度：70%

目標 平成 31 年度：80%

計画・目標

- ② 年次有給休暇の取得促進について（有給休暇取得率）

部署ごとでばらつきがあるので是正していく

対策 ⇒ 管理職研修等で、考え方を統一し、働き方の見直しを図る必要がある

実績 平成 26 年：71.5%

目標 平成 31 年：80%

計画・目標

- ③ 1 ヶ月あたりの平均残業時間を減らす

部署ごとでばらつきがあるので是正していく

対策 ⇒ 勤務環境改善、ワークライフバランス勉強会、管理職への研修等行う

実績 平成 26 年度：3 時間/月

目標 平成 31 年度：2.5 時間/月